岐阜市土地開発公社　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この土地開発公社は、岐阜市土地開発公社と称する。

（設立団体）

第３条　この土地開発公社の設立団体は、岐阜市とする。

（事務所の所在地）

第４条　この土地開発公社は、事務所を岐阜県岐阜市に置く。

（公告の方法）

第５条　この土地開発公社の公告は、岐阜市の掲示場に掲示して行う。

第２章　役員及び職員

第１節　役員及び職員

（役員）

第６条　この土地開発公社に、次の役員を置く。

（１）理事　１１人以内

（２）監事　　２人以内

２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長、１人を常務理事とする。

（役員の職務及び権限）

第７条　理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、規程の定めるところにより、理事長を補佐してこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

３　常務理事は、規程の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

４　理事は、規程の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理する。

５　監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号。以下「法」と

いう。）第１６条第８項の職務を行う。

（役員の任命）

第８条　理事及び監事は、岐阜市長が任命する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、岐阜市長が選任する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

３　役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の兼任の禁止）

第１０条　理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（職員の任命）

第１１条　職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）

第１２条　常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第２節　理事会

（設置及び構成）

第１３条　この土地開発公社に理事会を置く。

２　理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第１４条　理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

（理事会の議事）

第１５条　理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

２　理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（書面表決等）

第１６条　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

２　理事長は、急施を要する事項について会議を招集するいとまがないとき又は軽微な事項については、理事に対し持ち回りの方法により表決を求めることができる。

３　前２項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

（理事会の議決事項）

第１７条　次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

（１）定款又は事務の執行に関する規程の変更

（２）毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

（３）毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

（４）規程の制定又は改正若しくは廃止

（５）規程により理事会の権限に属せしめられた事項

（６）その他この土地開発公社の運営上理事長が重要と認める事項

２　前項第１号に掲げる事項については、出席理事の３分の２以上の決するところによる。

第３章　業務及びその執行

（業務の範囲）

第１８条　この土地開発公社は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ　法第４条第１項又は第５条第１項に規定する土地

ロ　道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ　公営企業の用に供する土地

ニ　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第７項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ　観光施設事業の用に供する土地

ヘ　当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト　史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

（２）住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

（３）前２号の業務に附帯する業務を行うこと。

２　前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

（１）前項第１号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第２号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

（２）国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第１９条　この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第４章　基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第２０条　この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

２　この土地開発公社の基本財産の額は、千万円とする。

３　基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

（事業年度）

第２１条　この土地開発公社の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（財務諸表）

第２２条　この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て５月３１日までに岐阜市長に提出する。

（利益及び損失の処理）

第２３条　この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

２　この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

（余裕金の運用）

第２４条　この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

（１）国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

（２）銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

（予算の弾力運用）

第２５条　理事長は、第１７条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、岐阜市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第５章　雑則

（解散）

第２６条　この土地開発公社は、理事会で出席理事の４分の３以上の同意を得たうえ、岐阜市議会の議決を経、岐阜県知事の認可を受けたときに解散する。

２　この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを岐阜市に帰属させる。

（規程への委任）

第２７条　この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、この土地開発公社の設立の日から施行する。

（最初の役員の任期）

２　この土地開発公社の最初の役員の任期は、第９条第１項の規定にかかわらず、岐阜市長が定めるところによる。

（最初の事業年度）

３　この土地開発公社の最初の事業年度は、第２１条の規定にかかわらず、この土地開発公社の設立の日から平成８年３月３１日までとする。

附　則

この定款の変更は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。ただし、第７条第５項及び第１８条第１項第１号イの改正規定は、平成２０年１２月１日から施行する。

岐阜市土地開発公社組織図

令和５年６月１日現在

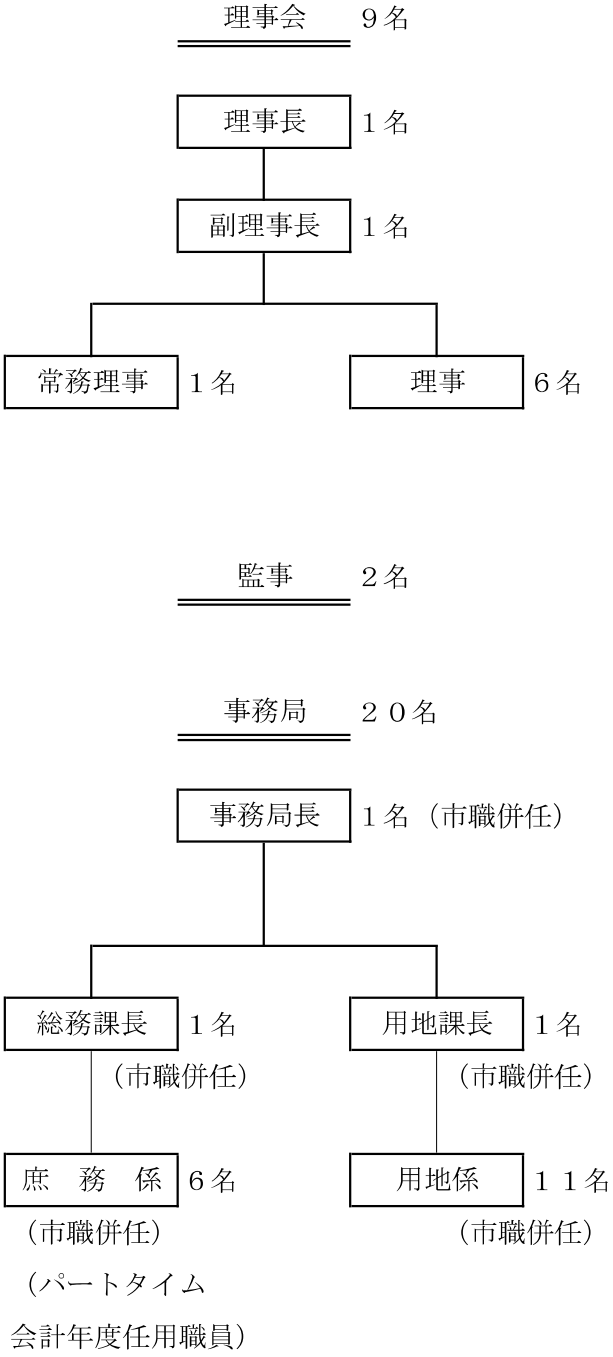

令和５年度　岐阜市土地開発公社役員名簿

令和５年４月１日現在

役 職 名	氏　名	備　考
理 事 長	後藤　一郎	岐阜市副市長
副理事長	谷山　拓也	岐阜市副市長
常務理事	堀　進	岐阜市基盤整備部長
理　　事	佐藤　哲史	岐阜市財政部長
理　　事	廣瀬　悟	岐阜市行政部長
理　　事	若山　泰樹	岐阜市企画部長
理　　事	伊藤　清司	岐阜市まちづくり推進部長
理　　事	太田　喜文	岐阜市都市建設部長
理　　事	野田　　薫	岐阜市教育委員会事務局長
監　　事	齋藤　博之	元岐阜商工会議所常務理事
監　　事	大塚　直哉	岐阜市会計管理者